岡山県立総社高等学校　いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめに関する現状と課題

・まじめで優しい生徒が多いが、生徒間のトラブルは皆無ではない。未然防止と早期発見による迅速かつ組織的に対応することを目的として、学年団・生徒課を中心に教職員間で情報を共有している。
・スマートフォンは、生徒の所持率が95％以上に達するなど、生徒間で連絡を取り合う手段として必要不可欠なものとなっている。また、スマートフォンによる通話はもとより、メール、SNSを利用したつながりが増大している。定期的な調査によって実態把握に努めるとともに、生徒や保護者を対象とした教育・啓発活動を入念に行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校づくりを進める。
・生徒のSNS利用実態調査やスタンドバイの活用の結果を基に、教職員研修、生徒・保護者への教育・啓発活動や生徒への情報モラル教育の推進を図り、いじめの未然防止に努める。
・いじめの早期発見のためのアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有する。
・いじめと認識できる状況が発生した場合には、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応し、早期解消を図る。
＜重点となる取組＞
・SNS等によるいじめを未然に防止するため、教職員研修や生徒・保護者への教育・啓発活動を実施する。
・いじめの早期発見に向けたアンケートを実施するとともに、いつでもいじめを訴えたり相談したりできるように、担任面談・保護者懇談・教育相談を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
・入学予定者登校日もしくは入学式で保護者に学校基本方針を説明し、理解を得る。
・PTA評議員会で学校基本方針やいじめ問題への取組について意見交換や協議の場を設定し、年間計画の策定や取組の改善に生かす。
・PTA総会で学校基本方針や本校のいじめ問題への取組を説明し、保護者の理解を得る。
・SNS等の利用状況や問題点、正しい使い方について、保護者懇談や学年通信等で情報提供し、家庭での指導・見守りを依頼する。
・年間2回の保護者懇談を通して信頼関係を構築し、いじめの早期発見に努める。
・学年通信や教育相談室からの案内等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
・総社市青少年育成センター主催の生徒指導担当者連絡会等で情報交換を行う。

学校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・改善の中核、相談窓口及び発生したいじめ事案への対応を行う。
＜対策委員会の開催時期＞
・年3回程度実施。（必要に応じ外部委員も参加）
＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼で伝達する。
＜構成メンバー＞
・校外　SC、SSW、PTA会長　等
・校内　校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、教育相談室長、人権教育委員会　等

全教職員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞
・県教育委員会
＜連携の内容＞
・ネットパトロールによる監視、思春期サポート事業によるスクールカウンセラーや講師の招聘
・ソーシャルワーカー等との連携
＜学校側の窓口＞
・教頭

＜連携機関名＞
・総社警察署
＜連携の内容＞
・定期的な情報交換
＜学校側の窓口＞
・生徒課長

学校が実施する取組

① いじめの防止	（教職員研修） ・いじめに関する教職員研修（SNSに関する研修等）を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。 （集団づくり） ・校外学習、球技大会、修学旅行、総高祭、ウォーキング、リーダー研修会等の学校行事や生徒会活動を通じ、互いを認め、協力して諸問題を解決できる集団づくりを進める。 （社会貢献活動） ・社会貢献活動を通じて社会の一員としての役割を果たすことにより、自己有用感や自己肯定感を持てるように支援する。 （ピアサポート） ・1.2年生の生徒に対してピアサポート・トレーニングを行い、対人関係能力やコミュニケーション能力を育成する。 （人権教育LHR・講演会） ・人権教育を推進し、人権感覚を育成するとともに、いじめに関する人権侵害について認識させ、いじめ防止に努めるよう指導する。 （情報モラル教育） ・SNS等によるいじめ防止のため、情報モラル教育を1年の教科「情報」で行うとともに、インターネットモラル教室を開催する等、生徒・保護者への教育・啓発活動を実施する。
② 早期発見	（実態把握） ・2人担任制の利点を生かし、日頃から生徒の実態把握に努めるとともに、いつでも生徒の相談に乗れるようにする。また、「いじめ実態把握アンケート」や生徒実態把握のための「集団アセスメント（hyper-QU）」、「SNS等の利用状況調査」「心の健康観察」を行い、生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 （相談体制の確立） ・いつでもいじめを訴えたり、相談したりできる関係を構築するために、年間5回の担任による生徒面談、年間2回の保護者懇談を実施する。 ・教育相談担当の教職員や教育相談の体制、スクールカウンセラー来校日等を学年通信や教育相談室からの案内で生徒・保護者に周知し、気軽に相談できる体制を整える。 ・毎日の「心の健康観察」を入力する際に、希望した教員やSCに相談希望を発信できる『話したいボタン』を活用する。 （情報共有） ・月2～3回の学年会議や月1回の教育相談室会議で定期的に情報交換するとともに、生徒の気になる変化や行為があった場合には、管理職・学年・生徒課・教育相談室等の教職員間で早急に情報共有する。 （家庭への啓発） ・学年通信や教育相談室からの案内等にいじめ早期発見のための見守りのポイント等を掲載し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	（いじめの有無の確認） ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 （いじめへの組織的対応の検討） ・いじめ対策委員会・生徒課・ 当該学年団を中心にいじめへの組織的な対応を検討する。 （いじめられた生徒への支援） ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 （いじめた生徒への指導） ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 （いじめ解消の徹底） ・いじめの行為がなくなっても3ヶ月以上は、必要な見守り等継続する。